

平成25年9月定例会 総務委員会（事前）

平成25年9月19日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

藤田元治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時04分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③④）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 平成24年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第2号 平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 退職職員の再就職状況について（資料⑤）
- 財政構造改革基本方針について（資料⑥）

八幡経営戦略部長

9月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成25年9月徳島県議会定例会提出予定議案、この1枚物により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案29件及び報告6件でございます。

その内訳は、予算案が、第1号及び第2号の2件、条例案が、第3号から第12号までの10件、負担金議案が、第13号から第19号までの7件、契約議案が、第20号及び第21号の2件、その他の議案が、第22号から第29号までの8件、報告につきましては、第1号から第6号までの6件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、土地利用審査会委員に係る人事案件について、閉会日に提案させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の、平成25年度9月補正予算（案）の概要

をお願いいたします。

まず、1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、本県の命運を決する重要な課題に、切れ目なくスピード感を持って対策を講じるため、次の三つの視点に立って重点化した施策をしっかりと盛り込み、編成いたしました。

一つ目の（1）は、景気回復の実感がまだまだ乏しい中で、県内の経済・雇用環境をしっかりと支える、経済・雇用対策の推進、二つ目の（2）は、7月末に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて、死者ゼロの実現に向けた取組を強化する、安全・安心対策の推進、三つ目といたしまして（3）は、本四高速全国共通料金対応戦略・第2弾などに取り組む、宝の島・とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。また、補正予算の規模といたしましては、3に記載のとおり、一般会計で、247億4,846万5,000円、特別会計で、2億100万円、合計で、249億4,946万5,000円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入及び県債となっております。また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費から教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第3号の条例改正につきましては、災害救助法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第4号の条例改正につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第5号の条例改正につきましては、交通安全対策基本法の一部が改正されたことに伴い、徳島県交通安全対策会議に新たに加えられる委員の任期等について定めるものであります。

第6号の条例改正につきましては、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例が制定されたことにかんがみ、徳島県総合計画審議会の委員の資格を改めるものであります。

第7号の条例制定につきましては、大規模災害からの復興に関する法律が制定され、復興計画の作成等のため派遣された職員に対して、災害派遣手当を支給することができることとされたことにかんがみ、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第8号の条例改正につきましては、東日本大震災に対処するための東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業の特殊性などにかんがみ、当該作業に係る危険現場作業手当の特例等を定めるものであります。

第9号の条例改正につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正さ

れたこと等に伴い、所要の整理を行うものであります。

第10号の条例改正につきましては、社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会福祉審議会の委員の定数を条例で定めるものであります。

第11号の条例改正につきましては、河川法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第12号の条例改正につきましては、東日本大震災に対処するための東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業の特殊性などにかんがみ、当該作業に係る災害警備等手当の特例等を定めるものであります。

第13号から第19号までは、平成25年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第27条第2項などの規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第20号の工事請負契約につきましては、契約金額が、9億4,500万円、契約の相手方は、島谷建設・吉成建設・北島建設・徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事建築共同企業体となっております。

第21号の工事請負契約につきましては、契約金額が、7億3,185万円、契約の相手方は、株式会社IHIインフラシステム・株式会社ミトモ製作所・緊急地方道路整備工事新長岸橋上部工事共同企業体となっております。

第22号につきましては、平成24年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

第23号につきましては、病院事業会計の平成24年度決算の認定を、第24号から第27号につきましては、企業局の各会計に係る平成24年度剰余金の処分及び決算の認定を、それぞれお願いするものです。

第28号、訴えの提起に係る専決処分の承認につきましては、中小企業高度化資金に係る貸金請求に関する訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

第29号、訴えの提起につきましては、奨学金返還請求に関する訴えを提起するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決をお願いするものであります。

続きまして報告案件であります。

報告第1号、徳島県病院事業会計継続費精算報告書につきましては、中央病院改築推進事業に係るものであります。

報告第2号、平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

報告第3号、平成24年度決算に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

報告第4号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につつま

しては、9件で、合計金額は、220万2,072円となっております。

報告第5号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、10件で、合計金額は、127万6,000円となっております。

報告第6号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、1件で、金額は、15万7,200円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案2件、その他の議案1件、報告2件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算の、ア総括表の一番下、総計欄の左から2つ目でございますが、今回の補正額が156億1,844万円でございます。補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,341億9,544万9,000円となっております。

次に2ページをお開きください。

イの課別主要事項でございますが、財政課におきましての、基金の積立金の補正となっております。

3ページをお願いします。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加を、次の4ページでは、一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

2の、その他の議案等の（1）条例案につきましては、5ページから6ページに記載しております2件でございます。内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、（2）平成24年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、認定をお願いするものであります。

（3）平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございますが、こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく、平成24年度決算に係る健全化判断比率でありまして、今議会で監査委員の意見を付して報告させていただくものです。

まず、左から見ますと実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、ともに「一」と記載のとおり、赤字額は発生しておりません。

次の実質公債費比率は、20.8%、右端の将来負担比率は、212.3%となっております。それぞれの比率の下の括弧内の数値は、早期健全化基準、いわゆる黄色信号に当たる基準比率であります。

仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務づけられますが、前年度に引き続きまして本県の比率はこの基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいておりますので、御参照ください。

7ページを御覧ください。

（４）専決処分報告案件についてでございますが、ア職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきまして3件、合計20万3,480円でございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際二点、御報告いたします。

一点目は、退職職員の再就職状況でございます。

平成24年度に退職した、本庁正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、お手元の資料1のとおり、公表することといたしましたので、御報告申し上げます。

二点目は、財政構造改革基本方針についてでございます。

お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。

財政構造改革につきましては、これまで、平成23年度から25年度までを計画期間とし、取組を進めてきたところでありますが、この度、新しい、財政構造改革基本方針の策定に向け、去る9月4日、第1回目の財政構造改革小委員会を開催し、検討に着手したところでございます。

資料の詳細につきましては、財政課長から後ほど説明申し上げますが、今後は議会における御論議や、財政構造改革小委員会における御意見などを踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂本財政課長

私からは、お手元の資料2、財政構造改革基本方針の成果と今後の方向性にに基づき御説明いたします。

財政構造改革基本方針につきましては、平成23年度から平成25年度を対象期間としまして、現在、その取組を進めているところですが、今年度が最終年度となっております。そこで、7月23日に開催されました、とくしま未来創造プラン推進委員会におきまして、来年度以降の取組を検討する、財政構造改革小委員会の設置が決まり、去る9月4日に第1回を開催したところでございます。お手元の資料は、その時に配付した資料の概要版でございます。

1の本県財政の状況としまして、三位一体改革による地方交付税の大幅削減や、百年に一度の経済危機による税収減、過去の国の経済対策に呼応して発行した県債償還の負担、また、構造的にも、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の占める割合が高く、財政

構造の硬直化が課題となっておりました。

そうした状況を踏まえまして、2「財政構造改革基本方針」の策定として、新たな財政構造改革に取り組まない場合、平成25年度末に、財政調整基金が枯渇する見込みとなったことから、現在の財政構造改革基本方針を策定いたしました。

3の改革目標と成果では、基本方針に掲げております3つの改革目標と成果を記載しております。

まず、（1）の「収支不足額」の解消につきましては、3年間で約130億円を解消するという目標に対しまして、歳入確保、歳出削減の取組を進めました結果、平成25年度当初予算編成後において124億円の解消を図ることができております。

（2）の「公債費」の縮減につきましては、臨時財政対策債を除く公債費を、平成26年度までに600億円台とする目標に対しまして、平成25年度当初予算において、696億円とし、1年前倒しで達成することができております。

（3）の「財政調整的基金」残高の充実につきましては、財政調整基金と減債基金を合わせました財政調整的基金残高を、平成26年度末までに4倍増となる、321億円を目指す目標に対しまして、平成25年度末の見込みとして、少なくとも、256億円は確保することができる見込みとなっております。

2ページ、裏面を御覧ください。

今後の取組に向けて、1にありますように、実質公債費比率が全国ワースト2位になるなど、現在も依然として厳しい財政力であること。それから2、山積する課題への対応として、経済・雇用対策や、南海トラフ巨大地震への対応をはじめとした防災・減災対策、来年度に予定されております、本四高速全国共通料金化への対応などが必要であること。

3、国・地方の財政状況についても、国・地方を合わせた長期債務残高が1,000兆円を突破するなど、財政の健全化は急務の課題であること。

そうした中で、4にありますように、平成26年度地方財政対策では、地方交付税の歳出特別枠の廃止、地方公務員給与の臨時的削減措置、消費税率の引き上げと社会保障・税一体改革といった、本県財政に大きな影響を与える論点があり、今後の動向を見定める必要があります。

概略を御説明させていただきましたが、今後はこうした国の動きをしっかりと捉えながら、議会における御論議、また財政構造改革小委員会の御意見などをふまえつつ、平成26年度以降の新しい財政構造改革基本方針を策定してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

藤田元治委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

森本委員

今回、訴えの提起が、いくつか議案に入っていますけれどもね、こういう話というのは今までずっと委員会ごとに出てきたわけなんです。制度融資がなんぼ焦げ付いたとか、特に商工労働部関係ですけれどもね。しかし私は、やっぱり県の財政の本丸であるこの部で、常に把握をしているのが当たり前じゃないかなという思いでございました。この際だから今回の問題定義に絡んで、県ではどのぐらいの借金があるのか、調べておいてくださいと、会計課にお願いをしておりました。

高度化資金をはじめ、現在、徳島県が焦げ付かせられておる公的資金というのが全体でどのぐらいあるのか、そしてその内訳。大ざっぱでいいですよ。それを教えていただきたいと思います。

柴折出納局副局長

未収金に関する御質問でございますが、まず県全体の未収金ということで平成24年度決算におけます収入未済額、つまり未収金でございますが、県全体で48種類で区分をして債権の管理を行っておりまして、これを県税あるいは企業会計等全て含みまして、未収金額が約52億円となっております。そしてその内訳というお話でございましたが、このうち、大きなものとしましては、先ほど委員からもお話ございました、高度化資金を含め貸付金に分類されるものが多くございまして、貸付金で10種類のものがございまして、これが合計約25億円を占めてございます。

ちなみに先ほど御質問にございました高度化資金、貸付金の中に含まれますが、高度化資金につきましては平成24年度決算時点で約12億円、その後、今年度に入りまして回収等も進んでおりますので、今現在は11億円台になっておるとい状況でございます。

森本委員

総合計で52億円でした。毎年の推移というのはどんなんですか。やっぱり増えてきとるとか減ってきとるとか、減らす努力をされていると思うんでね。年をおっての流れというのはどんな感じなのかな。大体いつもこのぐらいの未収金を抱えとんのかどうか。

柴折出納局副局長

最近10年ほどをみますと、約10年前が53億円ございまして、その後は大体12億円をはさんで大きな動きはないという状況でございます。ただ、債権の種類によりまして減少しておるものもありますし、増えておるものもあるということで、先ほど48種類と申しましたけれども、それぞれの債権ごとに、様々な状況がございます。

森本委員

これも大体10年間安定をしておるわけなんですけれどもね。逆に考えたらもう焦げ付いてしまっていると考えてよろしいでしょうか。

柴折出納局副局長

約52億円が、同じものがずっと焦げ付いたままかというお尋ねかと思えますけれども、これは、回収は進めながら、また例えば貸付金でありましたら償還期日が到来するもので新たに未収が発生していくということの差し引きでございまして、中身は入れ替わっていつておるものがかかりございます。そして償還、回収しながら新たに発生していくということを繰り返してございまして、それがちょうど52億円ぐらいで大きな変動がないということになっております。

森本委員

私の知る限りでは、なかなかそんなに52億円が回転良く返してまたというのはないと思うね。これ、はっきり言って。我々の認識からしたら、焦げ付いているな。銀行からしたら大変な完全な焦げ付きだと思うんですね。高度化資金なんか特に、11億だけれども、計画的に返済をされているのかなと、かなり疑問を持ちますね。

今、テレビでやってる「半沢直樹」では、5億円の融資を焦げ付かしたただけであれだけ大騒ぎになる。ドラマの「東京中央銀行」は、三菱東京UFJ銀行がモデルだと言われているけど、それだけの資金量があっても、5億円をだまされて焦げ付かせたら、あれだけの大きな戦いになってくるわけです。県が貸し付けておるお金というのは、これは県民の財産の一部なんで、やっぱりもう少し本格的な厳しい取り立てというのを考えなければいけない時代じゃないかなと思っております。よその部のことなんですけれども、関係部局では大体どんな感じで回収の努力をされておるんでしょうか。

柴折出納局副局長

先ほど申しましたように様々な債権がございまして、債権ごとにその回収の状況も債務者の状況も異なっておりますので、一概には申せませんが、悪質なもの、あるいは長期にわたるような大きな債権につきましては、法的手段を講じていくというようなことを行っておるところでございまして。あるいはサービサーの活用、いわゆる債権回収会社への委託ということも増えてきておるような状況でございまして。この度の訴えの提起につきましても支払督促、法的措置としての支払督促を行った結果、こういったことが起きているという状況でございまして。

森本委員

今回のケースにしても、督促状に代わるようなものだなと私も思っております。

つい先だって大阪府だったかな、何億円か債権放棄をしたということが小さなニュースになっておりました。これも、30年、40年、50年ひこずったままではだめだと思いますのでね。

制度融資なんかについては、昔もよく議論になったんですけどもね。どこかの銀行みたいに堅いところだけに貸すというのでは意味がなくて、やっぱり県が貸してくれたことに

よって生き返るケースというのがあるわけですからね。恐れずに積極的に援助していただきたいと思っております。

20件ぐらい貸して、15～16件潰れておるといことが昔あったよね。その時も潰れるのを承知では貸してない。何とか生き残ってほしいし、大きくなってほしいというので貸し付けた、そういうケースもありますのでね。

主要銀行と同じような感覚で貸し付けたのでは、県の制度融資の意味がなくなりますので、そういう部分については大胆にやりながら、回収についてはやっぱり血のにじむような御努力をお願いをしたい。各部に経営戦略部から債権回収について通達をして、未収金の回収について常に知恵を出し合っていたいただきたい。法的手段もとっていただきたいなど強くお願いをいたします。これは本当に県民の財産でございますのでね。「俺の金でないわ」というような感覚がちょっとでも行政にあったとしたら、非常に不信感を招く状況にあると思います。よろしくをお願いをいたします。

それとあと一点だけ。10月1日におそらく3%の消費税増税を安倍首相が決断をされるんじゃないかというニュースが流れております。オリンピックによってこれからの景気も非常に楽しみですけれども、当面この3%の消費税増税というのは、私達この徳島県民にも、強いのしかかってまいります。オリンピック景気の役得も、徳島県の場合はまだありませんし、さらにこの夏からの四国電力の電力料金の大幅な値上げ、8%近い値上げも重なって、私達事業者は大変厳しい状況に襲われております。

今後この3%の消費税増税が、県財政にとってどういう影響を与えるのか、部長として、どんな感覚で受け取られておりますか。感じだけでいいですよ。わかるわけないですからね。財務省のエースの言葉をこの場でお聞きをしたいなと思っております。お願いします。

八幡経営戦略部長

ただいま消費税の増税に関しての御質問でございました。私も現状について、報道以上に詳しく知っているわけではございませんけれども、残念ながらと申しましょうか、10月1日というタイミングでどうもその消費税を上げるのではないかという感触を我々も受けているところでございます。知事からもずっと申し上げたとおり、やはりアベノミクスと言われていろんなところでいい効果も持っているんだと思うんですけれども、なかなか地方までその影響というのは必ずしも回ってきているという実感がないという現状の中で、消費税の増税という話になると、これはまた、これはもう地方の隅々まで影響する話でございますから、慎重に慎重にということをお県としては申し上げてきていたところでございます。

その中で国で決断がされるということであれば、今度はそれを受けて増収ももちろんあるんでしょうけれども、当然消費への悪影響というのは、理論上、実態が出てくると思います。それに向けては、国でもそれを緩和すべく政策戦略等それから経営対策というような声が出ておりますけれども、本県としてもまずそれに向けてしっかりと中身について政策提言をしていかなきゃいかんと思いますし、県独自としても、当然起こるべき悪影響につ

いて緩和していく，かつプラスに転じていくというような対策を打っていかなければならないと思います。10月以降，上げるとなれば4月でしょうから，4月以降の消費が落ち込みうるところを国，地方で一体としてどういうふうにカバーしながらしっかりと，これは徳島のみならず日本国全体でしょうけども，その経済に悪影響を及ぼさないように，かつ国が言っていますようにその財政健全化も当然大事なことだと思いますので，その両立をしていくべく，国，地方一体となって頑張っていかなきゃいかんと考えております。

森本委員

ありがとうございました。政府のほうで，この消費税対策の予算を組む話が，当然のようにニュースに出ておるんです。5兆円とか。これから徳島県も予算編成の時なんでね，やっぱりこの厳しい今の地方経済の現状を少しでも緩和するような予算編成，国の動向をきちっと把握をされて，一番合理的な予算編成を強くお願いを申し上げます。終わります。

黒崎委員

回収の話が出ましたので，私からは，税金の回収の話をお尋ねしたいと思います。徳島滞納整理機構のことです。少し前に徳島新聞だったか，少し記事も出ておりました。回収が少し少なかったという内容のことが出ていたように思います。どんな条件の中でそうなったのかということ，確認の意味でちょっと聞いておかないかなど。

例えば回収すべきものが少し大きくなって，回収が減っていったのか。あるいは回収機構がここ数年，良い成績でよう頑張っていたか。あるいは回収限界までいったかなということ，回収が少なくなったのか。その辺のことが1つと，あともう一つは，その回収先ですね。日常的に同じようなところがずっと繰り返し繰り返し残っておるとか，そんなところをちょっとお尋ねをしたいと思います。

川真田税務課長

徳島滞納整理機構の徴収実績についての御質問でございますが，平成24年度の実績について御報告させていただきますと，平成24年度の徴収率は徴収引き受け分として約5億8,700万円を引き受けております。処理期限の25年5月末現在で3億100万円を徴収しました。徴収率は45.6%で当初の目標の40%を上回るものということでございます。それで滞納整理機構自体は徴収だけの成果ではなくて，滞納整理機構への移管を予告することによって滞納者が自主的に滞納額を納めると，あるいは納付の約束をするという移管予告額というのがございまして，これが約6億1,900万円。それに機構で徴収した額と機構で納付の約束をした額を加えました機構運営額は約9億2,600万円ということでございます。

それで先ほど委員からも御質問がございましたが，徴収率が大幅下がっているということでしたが，同じような組織，全国組織が正式な団体，一部事務組合と広域連合というのがありまして，全国組織として活躍しておりますのが7団体でございます。平成24年度の実績で言いますと，愛媛県の地方税滞納整理機構が53.2でそれに次いでいい成績で

ございまして、徳島の滞納整理機構は45.6ということでございまして、相変わらずいい成績を収めておるということでございます。

それと、大分徴収率も落ちてきたということで、どういった原因なのかという御質問でございましたが、やはり機構も平成18年から設立しておりますので、もう8年ぐらい、結構な年数がたっておりますので、やはり非常に難しい事案もお預かりするような形になってきておるということがございます。また、機構に関してはやはり運営費ということで、やっぱり一定のお金を市町村に負担していただきますので、最初の間は、移管して徴収ができる可能性が高いものということでしたおったのが、だんだんそういうのも整理できてきたという形で、非常に難しいものをお預かりしている関係からちょっと若干落ちてきておる部分もあるということでございまして、平成24年度に関しては、かなり搜索もですね、ちょっと今記憶の範囲でございますけども、多分14件ぐらいやって、過去最高の搜索件数をやったということも聞いておりますので、徴収努力については引き続きやっておるということでございます。

それとあと、同じ事案を引き受けておるといのか、繰り返して滞納しておる者がおるかどうかというような御質問でございまして、ちょっと今手元にその数字がないんですけども、一応引き続いて2年間は、ちょっとルールが今変わってなければですね、大まかに言いますと2年とか3年とか一定の期間は滞納事案を引き続いてお預かりするという場合もございまして、新しい滞納事案をお引き受けをするということもございまして、繰り返して滞納になっておる人がおるかどうかについてはそういった部分もそれはあるとは思いますが。

確かに固定資産税の滞納であるとか、市町村税ですので、やはり焦げ付いて採算の悪い法人ですとか、そういったものはどうしてもやっぱり滞納になりがちなので、それで市町村に一旦返しますと、市町村ではなかなか徴収できなくて、また滞納になってまた機構に来るといって、同じ事案がまた戻したり返していただく、機構で徴収したりということ、そういった対応になっておる部分はあると思います。ただ具体的な数字はちょっと今持っていませんので、徳島滞納整理機構自体がその事務組合という形で一部事務組合で全然別の特別地方公共団体ですので、県としても職員を派遣したり、あるいは補助金を交付したりした関係で、管理といつか関わりがございまして、詳細までは今手元にないのでお答えすることはできませんけれども、そういった状況でございまして。

引き続き個人県民税含めて滞納の整理というのは非常に大きな課題であると認識しております。個人県民税の滞納額が8割に近付いておるといような状況で、機構の役割というのは非常に大きいものがありまして、個人県民税滞納繰越分の徴収の約2割を徳島滞納整理機構が徴収していただいておりますので、引き続き徳島滞納整理機構については支援を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

黒崎委員

はい。ありがとうございます。今の説明で大変よくわかりました。大変難しい環境の中

でよう頑張っているなと思います。引き続き県と一緒に頑張っていただきたいと思うんですが、税金ですから、法人と個人と色々団体もあると思うんですけど、その割合というのはどうなんでしょう。年によって変わるとか、あるいはやっぱり個人のほうが多いんでよとか、何かそんな傾向ってありますか。

川真田税務課長

今の質問は機構に関してでしょうか、機構に関してですか。ちょっと個人か法人かの数字というのは持っていないんですけど、件数としては467件を定期的にお預かりすると。職員1件当たり80件という目安で当初から計画しておる件数でございます、ちょっと法人か個人かというのは把握しておりません。以上でございます。

黒崎委員

であるならば、ちなみにその県税の中でね、県に置き換えて、そのところのお話になると例えば額的にはどのようになっていますかね、その、法人と個人と。

川真田税務課長

県の収入未済額がどうかということでございます。これについては平成24年度の県税収入未済額は18億2,036万円となっております。この内訳は平成24年度に課税されて収入未済額となった額が4億7,351万円でございます、収入未済額に占める割合は26%となっております。平成23年度以前に課税された滞納繰越分、前年度に課税された分までについて未済となっております額が13億4,685万円ということで、比率で言いますと74%となっております。

これを税目別で見ますと、全収入未済額に占める割合で見ますと、個人県民税、市町村が賦課徴収している分ですけれども、これが14億1,853万円と全体の77.9%でございます。それと自動車税が1億4,785万円ということで、全体の8.1%を占めておると。この2税で、収入未済額の86%を占める状況にあります。

また他の税目では、法人2税で1億4,996万円と8.2%、不動産取得税で7,833万円と4.3%となっております。なお、個人県民税や地方消費税を除いた、県がいわゆる賦課徴収を行っておる県税の収入未済額に関しますと、対前年比で約2,456万円の減で、4億183万円ということで、県が賦課徴収をしておる分についてもずっと圧縮しておるといような形でございます。

処理状況、これに対する対応でございますが、先ほど言いましたように個人県民税が非常に多いということでございまして、県と市町村との税務職員が共同で納税指導を行います共同臨戸徴収でありますとか、共同で催告文書を送る共同催告。あるいは住民税の徴収確保と市町村の税務職員の徴収技術の向上を図るために、県の職員を市町村に短期派遣して3か月以内月5日程度なんですけども、短期派遣をしまして一緒に徴収をするということをしています。それと市町村長の同意を得て、県が個人住民税の滞納事案をお預かり

して、徴収する地方税法第48条に基づく個人住民税の直接徴収，あるいは県の税務職員を機構に派遣する，徴収事務に精通した者を毎年派遣しておるといった状況でございます。

それとあと所得税の源泉徴収を行っているにもかかわらず，個人住民税が普通徴収となっておる事務所に対して，特別徴収の普及拡大ですね，そういったこととございますとか，あるいは市町村税務職員の徴収技術向上のために，県の徴収現場で滞納整理の実務を経験していただきます市町村税務職員の県税局への短期受け入れ，あるいは市町村徴収体制強化のための市町村の滞納整理の実情を把握して助言を行います個人県民税を含む市町村の滞納状況のヒアリングなどの支援を実施して圧縮を図るといった対応をとらせていただいておりますし，また次に個人県民税に続いて未済額の多い自動車税については，文書催告でありますとか夜間の催告，滞納者宅への臨戸徴収などと並行して早期に財産調査をして悪質な滞納者に対しては差し押さえを実施する等の整理に取り組んでおると。

その他の徴収対策といたしましては滞納繰越分，要するに前年度から繰越た分について早期に取り組むため，7～9月までの3か月間を滞納繰越分整理強調月間として設定して集中的な滞納整理と悪質滞納者に対する厳正な滞納整理を行って未済額の縮減に努めておると。今後におきましても県税収入の確保が税務職員に与えられた最大の使命であるということ深く認識して効果が見込まれるあらゆる対策を講じ，徴収対策に鋭意取り組んでいきたいというように考えております。以上でございます。

黒崎委員

大変よくわかりました。引き続き徴収に頑張ってくださいと思います。景気も少しずつ良くなってきているのかなというところでございますので。これ，なかなか大変なことだっただけでようわかります。大変な御努力をなさっていると思いますので，今後も一生懸命頑張ってくださいとそう思います。

それとあともう一点だけ。そろそろ決算認定特別委員会もあるんですが，県が持っている使っていない資産の売却というのを毎年毎年聞いているんですけど，昨年度はどれぐらいそれが進んだのか，ざっくりとでも結構でございますので，その部分だけ聞かせていただければと。

松本管財課長

未利用地，公有財産の売却でどれぐらいあったかという御質問でございますが，昨年度，平成24年度実績でございますと，10件で約2億9,200万円でございます。今年度につきましては，年間2度ほど一般競争入札にかけておりました，今ちょうど公告している最中でございます，順次，入札にかかりますので，まだ今年度の売却実績というのはございません。以上でございます。

黒崎委員

わかりました。引き続き頑張ってください。また決算認定の委員会の中で色々聞かせて

いただきたいと思いますので終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（15時51分）